

第1章	災害予防計画.....	1
第1節	災害に強い市づくり	1
第2節	迅速かつ円滑な対応への備え.....	2
第2章	災害応急対策計画	5
第1節	災害発生直前活動.....	5
第2節	災害情報の収集・連絡活動	6
第3節	非常参集職員・雪害対策本部の設置.....	8
第4節	除雪等の実施	10

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強い市づくり

共通対策編 第2章 第1節に同じ

第2節 迅速かつ円滑な対応への備え

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道並びに市道の交通、要配慮者への対応、電力・通信の確保その他緊急に対処するための諸施策を講じ、雪害予防に万全を期するものとする。

特に、過去の経験から日本の南岸を通過する低気圧によってもたらされる降雪は、豪雪となる危険性が高く、万全な体制で対応する。

主な取組み

- 気象情報、警報等を迅速に市民に対して伝達する。
- 雪害を未然に防止するための活動を実施する。
- 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪計画の確立を図る。
- 災害時要配慮者等に対する支援計画の確立を図る。
- 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 雪害による農林産物の被害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。
- 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 雪害時における警備体制及び交通規制体制の確立を行う。

第1 警報等の住民に対する伝達

気象情報、警報等の伝達は、風水害対策編第3章第1節「災害発生直前活動」のとおりであるが、円滑で速やかな情報伝達ができるように、多様な情報伝達体制の整備を図るものとする。

第2 未然防止活動の実施

タイムラインによる事前行動確認を実施し、事前に適切な未然防止活動を行い、雪害予防を万全なものとし、被害の発生防止に努める。

第3 除雪体制等の整備

積雪、凍結は、交通事故の発生のほか、故障車、放置車等による車両の走行不能、交通の渋滞が予想され、こうした場合の道路交通を確保するため、次に示す事前の指定等によって迅速かつ適切な除雪対策を図る。

また、歩道等及び通学・通園路の確保体制を図る。

1 除雪道路の指定

市が行う除雪路線を毎年12月までに各区長と調整して再確認を行う。

各地区の自主除雪路線は、事前に区長と協議して決定し、各区内の保有する除雪機やあらか

じめ登録された自主除雪従事者等により自主除雪を行う。

なお、除雪路線については、市報等により、全市民に周知を行う。

2 家屋密集地の除雪と搬出

車両の行き違いが困難な場合は、12月中に建設課と区長が協議して一方通行とする付近を決定し、地域住民に周知する。

3 除雪業者の指定

(1) 第1段階（積雪量目安8cm～40cm未満）の対応

毎年、業者（14社）と委託契約を締結する。

(2) 第2段階（積雪量目安40cm以上）の対応

毎年、冬季前に下記について長野県、駒ヶ根建設業組合長等関係機関と確認を行う。

ア 委託契約業者による通常除雪から、駒ヶ根建設業組合（31社及び協力会社）の除雪体制に切り替え、豪雪時の重点除雪路線の優先的確保を図る。

イ 除雪時の従事者は、指示連絡体制確保のため、除排雪作業は原則として2名体制とする。

ウ 長野県との相互乗り入れにより、迅速・効率的な除排雪を行う。

エ 道路除雪に係る指示連絡窓口を建設課に置き、建設業組合役員とともに対応に当たる。

4 除雪路線の事前の点検・整備

区長を中心にグレーダー等機械除雪に支障のある竹藪等の調査を行い、地権者の理解を得て、区及び建設課が対処する。

5 自助努力の養成

身近な生活路線の除雪を各区の自主防災組織等で取り決め、事前に雪かきの区域割等を行う。

また、厳しい気象条件の下での早朝又は夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅周辺等については自力除雪に努めるよう啓発する。

区長は、自主除雪の路線、行政の除雪路線の区分をし、指揮命令系統を明らかにしておく。また、各区に配備した小型除雪機（平成27年配備 ヤマハ YB-1070）の効率的な運用を図る。

6 通学路等の除雪体制の構築

市は、毎年学校（通学区）ごとに除雪に対してのネットワーク会議を開催し、通学路の除雪体制を構築しておく。

第4 災害時要配慮者に対する支援の実施

市は、災害対策基本法に基づき、必要に応じて災害時要配慮者に関する個人情報をもとの自主防災組織や民生児童委員等に提供するものとし、救援や安否確認を行う体制の確立を図る。

区長は、民生児童委員等と相談し、区内の状況を把握し、除雪等の担当を事前に決めておくことなど、災害時要配慮者の自立を助ける環境整備をより一層推進するとともに、地域コミュニティを主体とした災害時要配慮者支援体制の確保を図る。

第5 水路溢水対策の実施

市は、水路管理者（土地改良区等）、消防団、建設業者も含めた水系（土地改良区、水利組合）ごとの連絡体制を構築し、各土地改良区、水利組合ごとに関係者で現地調査を実施し、過去の溢水箇所の確認と除雪方法を検討しておく。

大雪が予想されるとき（警報発令時）は、溢水危険箇所の見回りを必要に応じて行う。

また、水路溢水箇所の確認をし、改修が必要な箇所については、事業主体を明らかにするとともに、計画的に実施する。

第6 森林の雪害対策

- 1 樹木の雪折れ防止を図るため、関係機関と連携をとり適正育林の指導を行う。
- 2 倒伏樹木等による病虫害（松食虫等）発生予防を図るため、あらかじめ被害木処理を指導する。
- 3 基幹以外の林道については、事前の冬季間の通行止めを検討し、必要に応じて受益者による除雪協力を要請する。

第2章 災害応急対策計画

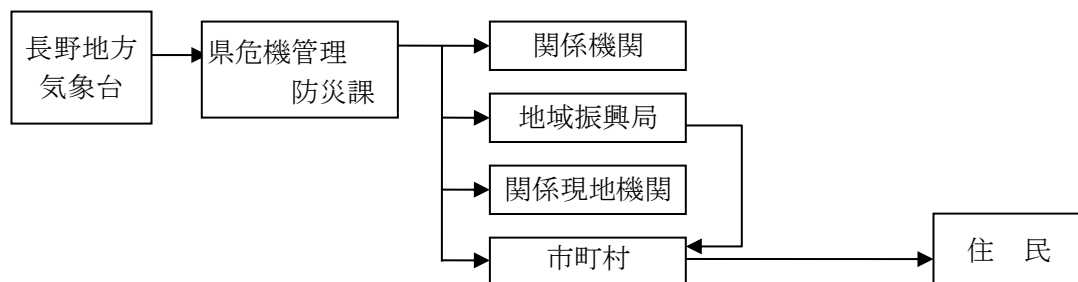
第1節 災害発生直前活動

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要がある。

被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。

基本は風水害対策編 第3章 第1節に同じ

第1 各機関からの伝達系統



第2 警報注意報発表基準

警報

種類	発表基準	
大雪	降雪の深さ	12時間の降雪の深さ 20cm
暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う

注意報

種類	発表基準	
大雪	降雪の深さ	12時間の降雪の深さ 10cm
風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う

第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 初動体制

降雪により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、対策本部を設置する間又は設置するまでにいたらない場合は、配備検討会を開催し、応急対策を講ずる。

1 開催時期

副市長が必要と認めたとき、又は関係部長から要請があったとき

2 配備検討会の組織

(1) 事務局

情報収集及び対応策検討のための事務局を危機管理課におく。

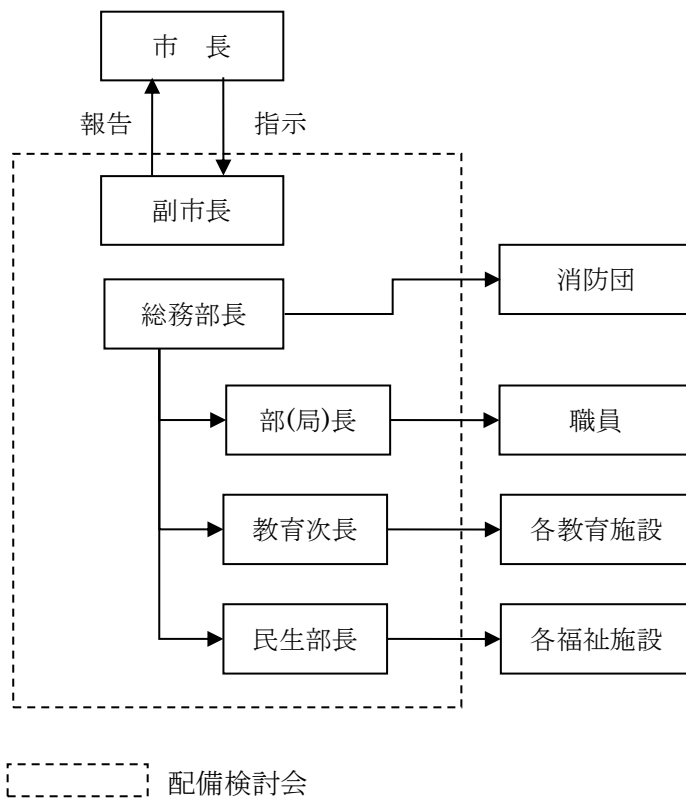
(2) 構成員

副市長、技監、総務部長、民生部長、産業部長、建設部長、教育次長、議会事務局長
建設課長、農林課長、危機管理課長、その他関係課長・係長

(3) 協議事項

- ア 気象情報等の収集
- イ 被害情報の収集
- ウ 除雪の初動についての検討
- エ 今後の対応策と配備体制の検討
- オ その他

(4) 事前配備指令系統図



各部長は、各部課の行動計画により職員を配置して応急対策活動を実施する。

第3節 非常参集職員・雪害対策本部の設置

第1 駒ヶ根市雪害対策本部

1 雪害対策本部の設置基準

副市長は、市長の指示を得て、降雪により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、雪害対策本部を設置する。

2 雪害対策本部の位置

雪害対策本部は、原則として市役所大会議室に置く。ただし、警戒配備等でその必要がないときは、総務部等に置くことができる。

3 雪害対策本部の廃止

災害の発生するおそれがなくなったと認められたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、雪害対策本部を廃止する。

4 設置及び廃止の通知

雪害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を通知又は公表する。

雪害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法等

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当班
庁内各部班	庁内放送又は駒ヶ根市グループウェア	総務対策部危機管理班
県（上伊那地域振興局）	防災行政無線、電話その他迅速な方法	総務対策部危機管理班
県警（駒ヶ根警察署）	防災行政無線、電話その他迅速な方法	総務対策部危機管理班
指定公共機関等	電話その他迅速な方法	総務対策部危機管理班
市民	防災行政無線、音声告知放送、エコー シティー・駒ヶ岳緊急災害情報放送、 ソーシャルメディア等	総務対策部危機管理班、 総務班
報道機関	口頭又は文書	総務対策部総務班

第2 配備体制の基準

1 配備区分及び発令基準

第2節に掲げる配備検討会において、以下の基準により配備体制の検討や応急措置を講じる。

配備区分	発令基準	処理事項
第1次配備	大雪注意報(積雪量目安 10 cm/12H 以上)又は風雪注意報が発令され、その後積雪量が 15 cm以上と予想されるとき	・情報収集及び関係機関との連絡
第2次配備	大雪注意報発令中で、その後、大雪警報(積雪量目安 20 cm/12H)に移行されることが予想されるとき	・情報収集及び関係機関との連絡 ・危険個所のパトロール ・各課の役割分担で行動
第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大雪警報が発表され、大規模な災害が発生する恐れがあるとき ・暴風雪警報が発表され、大規模な災害が発生する恐れがあるとき ・長野地方気象台より大雪、暴風雪の特別警報発表に関する情報の事前提供があったとき ・その他市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎周辺の除雪(南庁舎、保健センター含む) ・各課の役割分担で行動

2 配備区分及び体制

配備区分	動員体制
第1次配備	危機管理課、農林課、建設課の課長及び係長 上下水道課(課長、調整幹、下水道係長) 地域防災係、消防交通安全係
第2次配備	全課の課長及び係長(必要に応じ係員)
第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ア 全職員・・・所属職場へ参集 イ 竜東在住職員は、直ちに各支所に参集し、支所長(いない場合先着係長)の指示により行動する。なお部長職及び課長職にあつては本庁勤務とする。 ウ 公民館、幼稚園・保育園、福祉企業センター及び学校給食センター勤務職員は、勤務先の除雪を行う。

第4節 除雪等の実施

第1 初動の基準

1 第1段階【積雪量の目安：8cm】

幹線道路の機械除雪は、次のとおりとする。

- (1) 委託契約業者への指示
委託契約に基づき業者に機械除雪の指示を行う。
- (2) 幹線道路
指定幹線道路の優先的な除雪を行う。
- (3) 幹線道路の指定
幹線道路を毎年12月までに各区長と調整して再確認を行う。
- (4) 指定幹線道路以外の自主除雪路線
各地区の自主除雪路線は、事前に区長と協議して決定し、各区内の保有する除雪機等により自主除雪を行う。

2 第2段階【積雪量の目安：40cm以上の積雪が見込まれるとき】

- (1) 主要幹線道路の確保
市内の南北を結ぶ主要幹線、それらを結ぶ東西の幹線、病院等の主要な施設への路線の確保を優先する。
ア 通過交通の確保を図るため、委託契約業者による通常除雪から、駒ヶ根建設業組合（31社及び協力会社）の除雪体制に切り替え、豪雪時の重点除雪路線の優先的確保を図る。
イ 国道、国道バイパス、新春日街道線（広域農道）の除雪を優先し、市街地にあっては、除雪とともに搬出を行う。
ウ 国道、国道バイパスの除雪及び搬出は、関係機関と調整し、交通安全と作業効率を上げるため、迂回路として新春日街道線を使用し、国道は一時通行止めの措置をとる。そのため、主要地方道駒ヶ根駒ヶ岳公園線及び市道馬見塚線（福岡）、市道琴ヶ沢線（南割）を確保する。
エ 緊急時の対応は、道路除雪に係る指示連絡窓口を建設課に置き、市の指示により建設業組合が班編成を行い、現場投入する。
オ 豪雪時の除排雪に伴う交通整理は、駒ヶ根警察署と連携し、作業の安全と効率を確保する。
- (2) 生活路線の機械除雪
ア 必要性の判断
各地区での自主除雪が困難な場合、又は、緊急時の対応は、区長の要請に基づき、建設課が現地調査し除雪の必要性を判断する。
イ 緊急時の対応は、市の指示により建設業組合が班編成を行い、現場投入する。

- (3) 家屋密集地の除雪と搬出
機械除雪で十分な道路幅が確保できない家屋密集地は、除雪とともに搬出する。搬出の判断は、対策本部が行う。
- (4) 住宅対策
一般住宅の被害情報収集と、必要に応じて危険建物の調査判定（応急危険度判定士等）、「立入り禁止」等の措置を行う。
- (5) 通学・通園路対策
学校（通学区）ごとのネットワーク会議で構築された除雪体制により、通学路の除雪を行う。各保育園・幼稚園は園ごとに保護者が連携し除雪を行う。
- (6) 災害時要配慮者対策
 - (ア) 福祉課は、要配慮者台帳の整備を進め、各区は平時から要配慮者支援について協議する。
 - (イ) 降雪時の要配慮者の状況把握は民生児童委員、地区が中心となっていく。
 - (ウ) 要配慮者の除雪支援は、近隣住民が助け合うことを基本とする。
 - (エ) 各区が自主除雪対応できない路線は、区長からの報告を基に建設課が対応する。
- (7) ゴミ収集及びし尿収集路線の除雪
生活環境課と協議をし、必要路線を建設課が対応する。

第2 各部の動員体制及び活動計画

1 総務部

- (1) 動員体制と役割分担
 - ア 第1次配備
 - (ア) 危機管理課
 - (a) 情報の収集及び関係機関との連絡
 - (b) タイムラインによる事前体制確認
 - (c) 庁舎除雪計画による除雪体制の指揮
 - イ 第2次配備
 - (ア) 危機管理課
 - a 地域防災係
 - (a) 警戒本部体制の配備
 - (b) 情報収集及び情報の伝達
 - (c) 防災行政無線、音声告知放送等による市民への情報の提供
 - b 消防交通安全係
 - (a) 市民への消火栓・防火水槽等周辺の除雪依頼
 - (b) 火災発生防止の喚起
 - (c) 消防団との連携（水路溢水、要配慮者救出等）

(イ) 総務課

a 行政管理係

(a) 庁内除雪計画による除雪体制の指揮（小型除雪機の貸出）

b 広報広聴係

(a) 市ホームページ、ソーシャルメディア、CATV等での情報の提供

(b) Eメールへの質問・意見に対する対応

(c) 報道機関との連絡及び対応

c 支所

(a) 地区内の情報収集及び本庁への連絡

(b) 竜東職員に対する指示

(c) 孤立危険地域との連絡体制の確立（除雪の依頼）

(ウ) 企画振興課、財政課、税務課、会計室、議会事務局

庁舎周辺の除雪（南庁舎、保健センター含む。）

ウ 第3次配備

(ア) 危機管理課

a 地域防災係

(a) 対策本部の設置、災害情報の把握、本部庶務

(b) 情報収集及び情報の伝達

防災行政無線、音声告知放送等による市民への情報の提供（雪捨て場、除雪情報等）

(c) 罹災証明発行の準備（農林課・税務課の証明書式の確認）

b 消防交通安全係

(a) 市民への消火栓・防火水槽等周辺の除雪依頼

(b) 火災発生防止の喚起

(c) 消防署、消防団との連携（水路溢水、要配慮者救出等）

(イ) 総務課

a 行政管理係

(a) 庁舎施設の点検及び保全対策

(b) 庁舎除雪計画による除雪体制の指揮（小型除雪機の貸出）

b 職員係

必要な職員確保のための非常招集

c 広報広聴係

(a) 市ホームページ、ソーシャルメディア、CATV等での情報の提供

(b) Eメールへの質問・意見に対する対応

(c) 報道機関との連絡及び対応

d 支所

(a) 地区内の情報収集及び本庁への連絡

(b) 竜東職員に対する指示

(c) 孤立危険地域との連絡体制の確立（除雪の確認と避難所開設検討）

- (ウ) 企画振興課、財政課、税務課
 - a 市庁舎周辺の除雪
 - b 建設部、民生部への応援
 - c 企画振興課 DX 戦略室
情報回線系統の点検及び保全対策
- (エ) 会計室、議会事務局
 - 市庁舎周辺の除雪

2 建設部

(1) 動員体制と役割分担

ア 第1次配備

- (ア) 建設課
情報の収集及び関係機関との連絡
- (イ) 上下水道課
情報収集及び関係機関との連絡

イ 第2次配備

- (ア) 建設課
課長は現場指揮及び所管の関係機関との連絡調整、情報収集にあたる。
班編成は、2名を1組とし現場の状況把握と現場の指揮にあたる。
 - a 監理係
 - (a) 除雪業者との連絡調整
 - (b) 区長との連絡調整及び情報収集
 - b 道路河川係
現場指揮及び伊那建設事務所との連絡調整
 - c 地籍調査係
その他関係機関との連絡調整
- (イ) 都市計画課
 - a 都市計画係
 - (a) 公園施設の情報収集及び応急対策
 - (b) 建設課の応援
 - b 景観建築係
 - (a) 市営住宅の情報収集及び応急対策
 - (b) 応急危険度判定の体制づくり
- (ウ) 上下水道課
課長は現場指揮及び所管の関係機関との連絡調整、情報収集にあたる。
班編成は、2名を1組とし現場の状況把握と現場の指揮にあたる。
 - a 業務係
課内等の情報収集・連絡調整等

- b 上水道係
水道施設等の情報収集・班編成・現場指揮
 - c 下水道係
公共下水道施設、農集排関連施設等の情報収集・班編成・現場指揮
- ウ 第3次配備
班編成は、2名を1組として現場の状況把握と現場指揮にあたる。
- (ア) 建設課
第2次配備に同じ
 - (イ) 都市計画課
第2次配備に同じ
 - (ウ) 上下水道課
 - a 上水道係
 - (a) 建設課と連絡調整する中で各上水道施設への道路確保を行う。
 - (b) 土地改良区及び水利管理者と連絡調整を図り、水源確保を行う。
 - (c) 長野県上伊那広域水道用水企業団と連絡調整を行い、受水量確保を図る。
 - (d) 水道各施設管理人と連絡調整を行い、水源確保を図る。
 - (e) 各水道施設敷地内の除雪の実施、状況により関係業者に応援を依頼する。
 - b 下水道係
 - (a) 建設課と連絡調整する中で、各下水道施設への道路確保を行う。
 - (b) 浄化センター敷地内の除雪を実施し、状況により関係業者に応援を依頼する。
 - (c) マンホールポンプ場付近の除雪と点検を行う。
 - (d) 農集排各処理施設の除雪等を各維持管理組合に依頼する。
 - c 業務係
 - (a) 利用者に水道検針メーター付近の除雪の協力依頼を行う。

3 民生部

- (1) 動員体制と役割分担
 - ア 第2次配備
 - (ア) 市民課
市庁舎周辺の除雪
 - (イ) 福祉課
 - a 民生児童委員等と連携して、心身障害児、心身障害者、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯や要配慮高齢者世帯の安否確認と状況の把握
 - b 所管する各福祉施設の除雪対策（指定管理者との連絡調整）
 - c 関係機関との連絡調整及び情報収集
 - (ウ) 地域保健課
 - a 民生児童委員等と連携して、要配慮高齢者世帯の安否確認と状況の把握及び情報の収集

- b 関係機関との連絡調整及び情報収集
- c 要支援者への対応、必要に応じて家庭援助員等の派遣を事業者に依頼
- (エ) 生活環境課
 - a 情報収集及び関係機関との連絡
 - b 民生部他課の応援
- イ 第3次配備

役割分担は次のとおりとし、必要に応じて他の部署の応援を行う。

 - (ア) 市民課
 - a 伊南行政組合（伊南聖苑）との連絡調整
 - b 市庁舎周辺の除雪
 - (イ) 福祉課
 - a 心身障害児、心身障害者及び要配慮者の安否確認と状況の把握
 - b 所管する福祉施設の被害調査と点検
 - c 関係機関との連絡調整及び情報収集並びに民生部内の協力
 - d 要配慮者への緊急時の対応
 - (ウ) 地域保健課
 - a 要配慮者の安否確認と状況の把握
 - b 所管する福祉施設の被害調査と点検
 - c 関係機関との連絡調整及び情報収集並びに民生部内の協力
 - d 要配慮者への緊急時の対応
 - (エ) 生活環境課
 - a 生活路線の除雪状況や環境衛生に関する情報収集
 - b 区長及び環境美化推進連合組合長並びに一般廃棄物収集運搬業者からの情報収集と連絡調整
 - c 必要に応じて、ごみ及びし尿収集路線の除雪を建設課と協議、要請する。
 - d 道路状況によるごみ集積所の一時変更又はし尿収集が困難な場合は、関係区長等との連絡調整を行い関係住民に周知する。
 - e 伊南行政組合との連絡調整
 - f 上伊那広域連合の関係施設（ごみ処理施設）との連絡調整
- (2) 要配慮者の情報収集と状況把握
 - ア 対象者
 - (ア) 65歳以上の1人暮らしの者
 - (イ) 介護保険制度による要介護認定者
 - (ウ) 障がい者手帳保持者
 - (エ) (ア) から (ウ) に掲げる者以外の地域において避難支援が必要と認める者
- イ 確認内容
 - (ア) 安否確認、家屋等の被害状況

(イ) 必要な支援（除雪、通院、買い物、家事、介護等）

ウ 情報収集と連絡網

(ア) 民生児童委員（社会福祉委員）による担当地区対象者の調査を依頼し、状況の連絡を受ける。

(イ) 情報収集は民生児童委員が電話又は直接訪問して行う。

(3) 緊急時の対策

家屋の倒壊、救急救命時の医療機関への搬送など、生命に係わる緊急事態には、迅速に以下の対応を行う。

ア 区（自主防災会）、近隣、地区社協等で対応できる支援の要請

イ 部長の指示により、必要に応じて部職員及び庁内職員による支援班の派遣

ウ 保健師等の緊急派遣

エ 民間業者等への要請

オ ボランティア団体へ支援活動を依頼

カ 消防団への出動依頼

キ その他必要な措置

4 産業部

(1) 動員体制と役割分担

ア 第1次配備

(ア) 農林課

情報収集及び関係機関との連絡

イ 第2次配備

(ア) 課長共通

a 現場指揮及び所管の関係機関との連絡調整、情報収集

b 必要に応じて産業部内の協力、支援

(イ) 農林課

a 農地係

課及び部内等の情報収集・連絡調整等

b 農政係

情報収集・現場指揮及び上伊那農業改良普及センター、上伊那農業協同組合、営農センター、農政(農家)組合、上伊那地域振興局農政課等との連絡調整

c 耕地林務係

土地改良区、水利組合、区長、上伊那地域振興局土地改良課、上伊那森林組合、財産区、上伊那地域振興局林務課等との連絡調整

d 公設地方市場、シルクミュージアム、駒ヶ根ふるさとの家

施設内の点検及び課との連絡調整

(ウ) 商工観光課

情報収集・連絡調整等

(商店街アーケード等商業活性化施設、工業団地の道路状況、駅前ビル及び駅前駐車場)
(観光施設、ホテル・旅館、別荘地、道路除雪の状況)

ウ 第3次配備

(ア) 農林課

a 農地係

(a) 課又は部内の連絡調整等

(b) 本部等との諸調整等

b 農政係

(a) 施設・設備対策

倒壊・破損等の防止をするため、上伊那農業改良普及センター、上伊那農業協同組合等と連携をとり所有者等に対して管理方法等の周知に努める。

(b) 作目等別対策

作目等ごと特性に応じた対策をとるため、上伊那農業改良普及センター、上伊那農業協同組合等と連携をとり所有者等に対して管理又は対応方法等の周知に努める。

c 耕地林務係

(a) 農業用水路対策

土地改良区及び水利管理者と連携調整をはかりながら雪による水路の溢水を防止するため、庁内関係課及びその他の関係機関等と協力して通水確保を図るとともに適切な水量に調整を行う。

行政防災無線、ページング放送、CATV及び市ホームページ等を活用し、水路へ除雪した雪を流さないよう要請する。

(b) 農道対策

農道については、受益者による除雪協力を要請する。

倒伏樹木による二次災害防止を図るため、関係機関等と連携をとり早めの除去処理を所有者等に指導する。

(c) 森林対策

樹木の雪折れ防止を図るため、関係機関と連携をとり適正育林の指導を行う。

倒伏樹木等による病虫害(松食虫等)発生子防を図るため、被害木処理を指導する。

(d) 林道対策

基幹的な林道の除雪は、地域生活影響度等を勘案のうえ建設課と連絡調整する中で実施する。

その他の林道については、事前の冬季間の通行止を検討し、必要に応じて受益者による除雪協力を要請する。

倒伏樹木による二次災害防止を図るため、現場状況を十分把握した上で、関係機関及び山林所有者等と連携をとり除去処理を実施する。

(イ) 商工観光課

a 工業係

- (a) 工業団地の状況調査
- (b) 道路管理者、道路除雪業者、工業会、工業関係者等との連絡調整等
- b 商業係
 - (a) 商店街の状況調査（除排雪状況）
 - (b) 道路管理者、道路除雪業者及び商店街組合等との連絡調整等
- c 移住・交流促進室
 - 課内等の情報収集・連絡調整等
- d 観光係
 - (a) 観光施設及び観光地の状況調査
 - (b) 道路管理者、道路除雪業者及び観光施設関係機関との連絡調整等
 - (c) 雪による交通障害（交通網の途絶）による帰宅困難者の把握と受入れ先の確保

5 教育委員会

(1) 動員体制

ア 第2次配備

(ア) 子ども課

- a 学校長に対する注意報・警報の伝達、情報の確認並びに施設点検の指示
- b 学校長に対する臨時休校、児童生徒の早退等の措置
- c 赤穂学校給食センター及び竜東給食センターに対する施設点検の指示
- d 通学路の除雪対策（各区長との連絡調整及びP T A等の協力並びに建設課への除雪要請）
- e 自主登園、園児の早退等の措置

(イ) 社会教育課

- a 各施設の管理者に対する注意報・警報の伝達及び情報の確認
- b 各施設の管理者による施設周辺及び駐車場の除雪

イ 第3次配備

(ア) 子ども課

- a 学校長に対する、臨時休校、児童生徒の早退等の措置
- b 通学路の除雪対策（各区長との連絡調整及びP T A等の協力並びに建設課への除雪要請）
- c 降雪による災害が発生するおそれがあると判断した場合の体育館の使用禁止及び退避措置
- d 児童生徒の安全な登下校の確保並びに安否の確認
- e 校舎等施設の被害状況の把握
- f 赤穂・竜東学校給食センターと給食業務の実施についての連絡調整
- g 自主登園、園児の早期等の措置

(イ) 社会教育課

- a 指定管理施設との連携による状況把握

- b 降雪による災害が発生するおそれがあると判断した場合の各施設の使用禁止及び退避措置
- c 施設の屋根等、雪の落下による危険がある場合は、その区域への立入りを禁止するなどの措置
- d 施設の利用ができなくなった場合の利用者に対する周知
- e 雪害を未然に防止するため各施設の雪下ろし等の実施
- f 各施設の除雪対応を所管以外の課から状況に応じて求める

6 上伊那広域消防本部

- (1) 情報収集、情報の伝達
- (2) 住民への消火栓、防火水槽等周辺の除雪依頼
- (3) 火災発生防止の喚起
- (4) 危機管理課との連携

第3 公共施設等の安全対策（所管課）

各課は、所管施設等の点検をし、必要に応じて『立入り禁止』、倒木処理等の措置を講ずる。

第4 自主除雪（各区対応）

各区は、自主防災組織等を活用した除雪体制を確立し、市等との効果的な連携のもと、その機能をそれぞれ分担して適切な行動を実施する。

また、小型除雪機（平成27年配備 ヤマハ YB-1070）の効率的な運用を図る。

なお、農家等のトラクターなどによる簡易除雪機の使用及び区内業者等のバックホーなどによる小型重機の使用については、予算の範囲内で自主除雪の補助を行う。（建設課と事前に路線を協議）

第5 雪捨て場の確保（建設課）

1 雪捨て場の指定

駒ヶ根総合文化センター駐車場（赤穂保育園西側のみ）、アルプス球場駐車場、法務局跡地（天竜川上流河川事務所西側跡地）、駒ヶ根工業高等学校テニスコート東側駐車場、黒川平駐車場、市営グラウンド北側駐車場、市所有施設で遊休の場所、その他必要に応じ開設が可能な場所

2 雪捨て場への取付道路の確保

雪捨て場周辺の取り付け道路について、一部退避所を設けるなど運搬車両の交互相行にも考慮し除雪を行う。

第6 関係機関との調整（関係課）

ライフライン(電気・水道・電話等)を確保するため関係機関との調整を行う。

1 伊那建設事務所との調整（建設課）

国道・県道の交通確保のために、速やかな連絡調整を行う。

2 中日本高速道路㈱との調整（建設課）

中央道通行止めに伴う交通確保のために、速やかな連絡調整を行う。

3 JRとの調整（企画振興課）

飯田線の運行状況の速やかな連絡調整を行う。

4 中部電力パワーグリッド及びNTT等との調整（建設課）

倒木等情報の交換を行い、速やかに復旧するよう連絡調整を行う。

5 土地改良区等との調整（農林課）

農業用水路等の越流を防止するため速やかに連絡調整を行う。

6 上伊那広域消防本部及び消防団との調整（危機管理課）

- (1) 河川及び農業用水路等の越流をした場合は、速やかに連絡調整を行い、重機等を投入し協力して復旧にあたる。
- (2) 緊急車両の通行の妨げになる放置車両や立ち往生車両を発見した場合は、警察と連携し速やかに移動を行う体制を整備する。

7 警察署との調整（危機管理課）

- (1) スムースな交通を確保するため速やかに連絡調整を行う。
- (2) バイパス及び市街地の交通渋滞を避けるため迂回路として、新春日街道（広域農道）の確保とともにアクセス及び市道馬見塚線（福岡）を確保する。
- (3) 豪雪時の除排雪作業に伴う交通整理を連携して行い、作業の安全と効率を確保する。

8 上伊那広域水道用水企業団との調整（上下水道課）

9 伊南行政組合との調整（生活環境課）

施設の安全対策について速やかに連絡調整を行う。

10 上伊那広域連合との調整（企画振興課）

施設の安全対策について速やかに連絡調整を行う。

第7 広報の実施（危機管理課、企画振興課、上伊那広域消防本部）

行政防災無線及び音声告知放送、CATV、安心安全メール、ソーシャルメディア等を活用し、除雪等の協力を要請するとともに被害の予防又は軽減等を図る。

なお、市民への危険が切迫しているときは、市長自らが広報を行う。

- (1) 除雪の協力（道路、歩道、消火栓・防火水槽周辺等）
- (2) 水路への排雪禁止
- (3) 雪落下による危険防止のための広報
- (4) 雪捨て場の案内
- (5) その他必要な事項

第8 融雪剤散布（建設課）

- (1) 委託契約業者への指示
委託契約に基づき業者に散布の指示を行う。
- (2) 散布路線
日陰、坂道等事前に調査し、指定路線を建設課の指示で散布する。
- (3) 各区対応
各区長に融雪剤を配布し、区長の判断で区内危険箇所自主的に散布する。

第9 その他

- (1) 簡易除雪機の購入及び改造費用の補助（建設課）
各区長の申請に基づき、簡易除雪機の購入及び改造又は破損に伴う修繕をする場合及び市が除雪業務を委託する者が除雪機械等を整備する場合の費用の1/2を予算の範囲内で補助し、自主除雪を助長するため積極的な活用を促す。
- (2) 自主除雪補助金

対象経費	補助率	補助限度額
除雪機械の購入に要する経費	2分の1以内とする。	区 1台あたり 200,000円
除雪機械以外のもので除雪のための改造に要する経費（トラクター等に装着する除雪板等を含む。）		市が委託する者 1台あたり 500,000円
除雪機械等の破損に伴う修繕（部品の経年劣化による交換等を含む。）に要する経費		区 1台あたり 50,000円

区から申請された登録者が実施した時間に対し、1時間2,000円を補助する。

なお、豪雪時除雪（緊急時）は、柔軟な対応で自主除雪を行い、あらかじめ登録された者以外が従事した場合も補助対象とする。

- (3) 小型除雪機の活用
公共施設、学校、保育園等の周辺歩道の早期除雪を行うため小型除雪機の活用を図る。
（保有機械 総務課 小型除雪機2台、建設課小型除雪機1台（伊那建設事務所貸与））